

sanyo

# 第136回 定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2025年6月18日(水曜日)  
午前10時(午前9時受付開始)



開催場所

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル 4階  
神戸新聞松方ホール



議案

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 執行役員を兼務する取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)に対する株式報酬等の額および内容決定ならびに継続の件

## 目次

- 第136回定時株主総会招集ご通知…………… 1
- 株主総会参考書類…………… 5
- 事業報告…………… 33
- 連結計算書類…………… 49
- 計算書類…………… 51
- 監査報告書…………… 53

山陽電気鉄道株式会社

証券コード 9052

証券コード 9052  
2025年6月2日

株 主 各 位

神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号  
山陽電気鉄道株式会社  
代表取締役社長 上 門 一 裕

## 第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイト「第136回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.sanyo-railway.co.jp/company/soukai.html>



株主総会資料  
掲載ウェブサイト

<https://d.sokai.jp/9052/teiji/>



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご高覧いただき、3頁から4頁に記載の「議決権行使についてのご案内」に従って、2025年6月17日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

- (1) 日 時 2025年6月18日（水曜日）午前10時  
（受付は午前9時から開始いたします。）
- (2) 場 所 神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号  
神戸情報文化ビル4階 神戸新聞松方ホール

### (3) 目的事項

- 報告事項
- 1.第136期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
  - 2.会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
- 第8号議案 執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定ならびに継続の件

### (4) 招集にあたっての決定事項

電子提供措置事項のうち、法令および当社定款第17条の規定に基づき、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」については、書面交付請求をいただいた株主さまに対して交付する書面に記載しておりません。なお、会計監査人および監査役は記載を省略した事項を含む監査対象書類を監査しております。

以 上

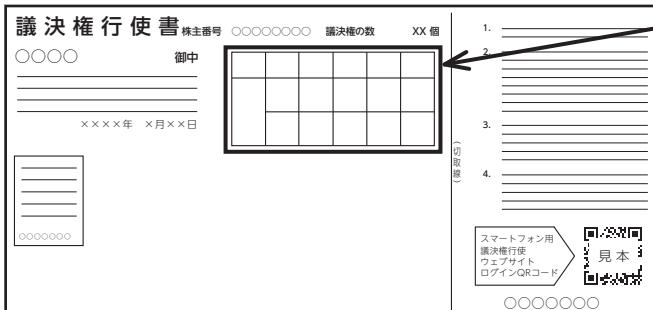
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

# 議決権行使についてのご案内

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p><b>株主総会にご出席される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2025年6月18日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>	 <p><b>インターネットで議決権を行使される場合</b></p> <p>次ページのご案内に従って、議案に対する賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年6月17日（火曜日） 午後5時30分入力完了分まで</p>	 <p><b>書面（郵送）で議決権を行使される場合</b></p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2025年6月17日（火曜日） 午後5時30分到着分まで</p>
---	---	--

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



議決権行使書 株主番号 ○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

3. \_\_\_\_\_

4. \_\_\_\_\_

（初取巻）

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

### 第1、2、5、6、7、8号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

### 第3、4号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

インターネット等および書面（郵送）の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

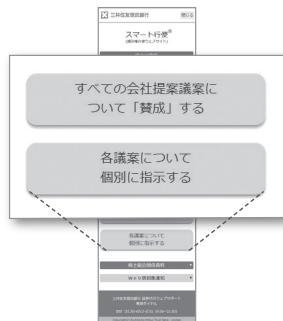
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

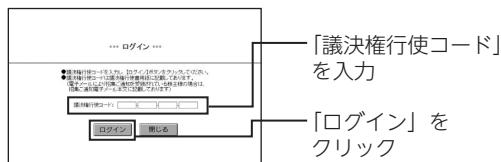
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)  
(受付時間 午前9時～午後9時)

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、適切な内部留保の確保による安定的な経営基盤の強化に努めるとともに、財政状態、利益水準、配当性向および経営環境等を総合的に勘案して、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金20円 総額444,959,640円  
なお、中間配当金15円を含めた年間配当金は1株につき35円となります。
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2025年6月19日

## 第2号議案から第8号議案までに共通する参考事項

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化をはかるため、監査等委員会設置会社へ移行したいと存じます。本総会に付議いたします第2号議案から第8号議案までは、いずれも当該移行に関連するものでありますので、これらをご提案するにあたり、監査等委員会設置会社の特徴、監査等委員会設置会社への移行の理由および当該移行後の体制につきまして、以下のとおりご説明いたします。

### 1. 監査等委員会設置会社の特徴

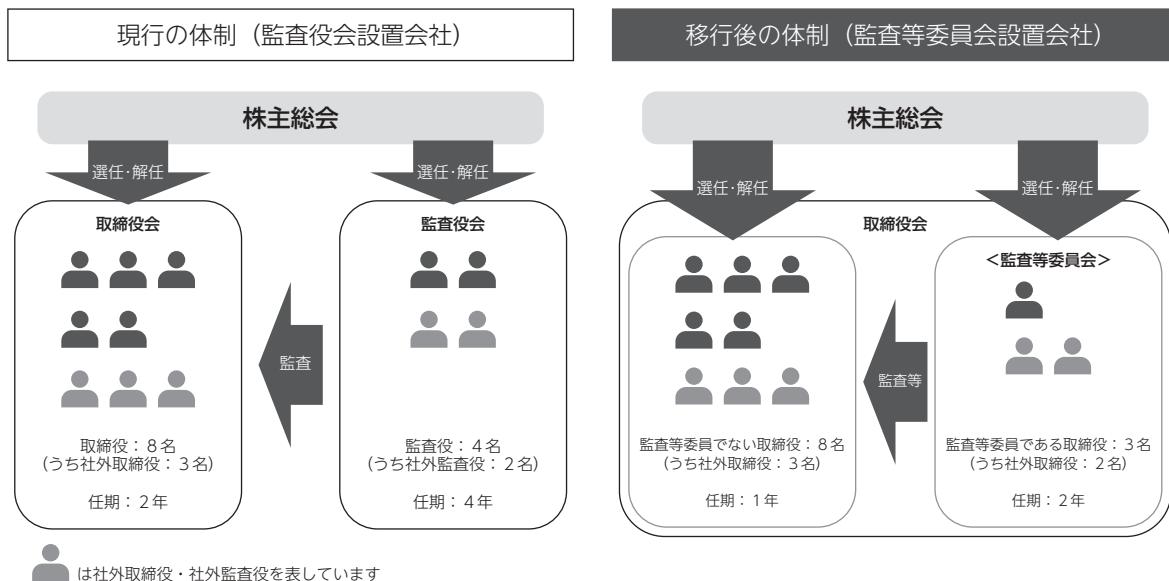
- (1) 監査等委員会設置会社には、監査役および監査役会は置かれず、代わりに、3名以上の監査等委員である取締役から構成され、かつ社外取締役が過半数を占める監査等委員会が置かれます。
- (2) 監査等委員である取締役は、株主総会において監査等委員でない取締役とは区別して選任され、取締役会において議決権を有し、監査等委員でない取締役の選解任議案の決定や代表取締役の選定・解職、その他業務執行の意思決定に関与します。また、監査等委員会は、取締役の職務の執行を監査することに加え、監査等委員でない取締役の選解任や報酬について、株主総会で意見を述べる権限を有します。これらの点で、監査等委員・監査等委員会は、監査役・監査役会に比べ、監査・監督機能がより強化されています。
- (3) 監査等委員会設置会社では、取締役の過半数が社外取締役である場合、または定款の定めがある場合、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができます。これにより、業務執行の迅速な意思決定が可能となる一方、業務執行に対する監督に重点を置いた取締役会の運営が可能となります。

### 2. 移行の理由

当社は、かねてより持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指し、コーポレート・ガバナンスの強化・充実に取り組んでまいりました。

監査等委員会設置会社に移行することで、取締役会の監督機能の強化および経営の公平性・透明性を推進するとともに、取締役会の業務執行決定権限の一部を取締役に委任し、業務執行の機動性を向上させることによって、取締役会の監督機能を重視する設計への移行を指向してまいります。

### 3. 移行後の体制



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

(1) 前記においてご説明のとおり、当社は、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

また、経営の効率性を高め、業務執行の迅速な意思決定が可能となるよう、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任可能とする規定を新設するものです。

(2) 業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、現行定款第27条を変更案第28条のとおり変更するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものいたします。

(下線は変更部分)

現 行 定 款 第 1 章 総 則	変 更 案 第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.	1.
{ (記載省略)	{ (現行どおり)
11.	11.
12. <u>一般旅行業、国内旅行業及び旅行業代理店業</u>	12. 旅行業及び旅行業代理店業
13.	13.
{ (記載省略)	{ (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>16.</p> <p>17. <u>一般労働者派遣業及び特定労働者派遣業並びに経営コンサルタント業</u></p> <p>18.</p> <p>        }</p> <p>                (記載省略)</p> <p>23.</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>        第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>社長がこれに当り、社長に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>        第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。</p>	<p>16.</p> <p>17. 労働者派遣業並びに経営コンサルタント業</p> <p>18.</p> <p>        }</p> <p>                (現行どおり)</p> <p>23.</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u></p> <p>        (削 除)</p> <p>3. <u>会計監査人</u></p> <p>        第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(議長)</p> <p>第16条 株主総会の議長は、<u>代表取締役がこれに当る。代表取締役が複数のとき又は代表取締役に事故があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順位により他の取締役がこれに代る。</u></p> <p>        第 4 章 取 締 役 及 び 取 締 役 会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、15名以内とする。 <u>当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席している株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもって選任する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、その際在任する他の取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(代表取締役等)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 <u>取締役会は、その決議により取締役会長、社長、副社長各1名、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席している株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもって選任する。 取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間と同一とする。</u> <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会を招集する場合は、会日より3日前までに各取締役及び各監査役に招集の通知を発するものとする。但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益 (以下「報酬等」という。) は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集)</p> <p>第24条 取締役会を招集する場合は、会日より3日前までに各取締役に招集の通知を発するものとする。但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第26条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第29条 <u>取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会で定める取締役会規則による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u>	第 5 章 <u>監査等委員会</u>
<u>(監査役の員数)</u>	
第28条 <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削 除)
<u>(監査役の選任)</u>	
第29条 <u>監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席している株主総会において、出席株主の議決権の過半数をもって選任する。</u>	(削 除)
<u>(補欠監査役の予選の効力)</u>	
第30条 <u>補欠監査役の予選の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>	(削 除)
<u>(監査役の任期)</u>	
第31条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の残任期間と同一とする。</u>	(削 除)
<u>(常勤の監査役及び常任監査役)</u>	
第32条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。監査役の過半数の同意により、常勤の監査役の中から常任監査役を置くことができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(監査役会の招集)</u></p> <p>第33条 <u>監査役会を招集する場合は、会日より3日前までに各監査役に招集の通知を発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(監査役の報酬等)</u></p> <p>第34条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p>第30条 <u>監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p>第31条 <u>監査等委員会を招集する場合は、会日より3日前までに各監査等委員に招集の通知を発するものとする。</u> <u>但し、緊急の場合はその期間を短縮することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第36条</u></p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">(記載省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第39条</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p><u>第33条</u></p> <p style="text-align: center;">}</p> <p style="text-align: center;">(現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第36条</u></p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員（8名）は定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1



うえ かど かず ひろ  
**上 門 一 裕**

(1958年3月22日生)

所有する当社の株式の数  
18,100株

再 任

男 性

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1980年4月 当社入社  
2005年6月 当社取締役  
2008年6月 当社常務取締役  
2009年6月 当社代表取締役社長（現在）

#### 重要な兼職の状況

神姫バス株式会社 取締役

#### (選任の理由および期待される役割の概要)

現在、社長を務めている同氏については、鉄道部門および経営計画部門の要職を歴任することによって培ってきた豊富な見識と会社経営全般に関する幅広い経験を有しており、今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2



いとうまさひろ  
**伊東正博**

(1964年1月2日生)

所有する当社の株式の数  
5,600株

再任

男性

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 当社入社  
2022年6月 当社取締役  
当社執行役員  
2023年6月 当社常務執行役員  
2024年6月 当社代表取締役（現在）  
当社専務執行役員（現在）

担当 経営統括本部長

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、専務執行役員で経営統括本部長を務めている同氏については、子会社の取締役を歴任するとともに当社の管理部門の要職において培ってきた豊富な見識を有しており、今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

3



よねだしんいち  
**米田真一**

(1961年7月25日生)

所有する当社の株式の数  
10,900株

再任

男性

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2013年6月 当社取締役  
2019年6月 当社常務取締役  
2020年4月 当社取締役（現在）  
当社常務執行役員  
2024年6月 当社専務執行役員（現在）

担当 開発事業本部長

重要な兼職の状況

山電不動産株式会社 代表取締役社長

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、専務執行役員で開発事業本部長および子会社の代表取締役社長を務めている同氏については、不動産部門の要職を歴任することによって培ってきた豊富な見識を有しており、今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

4



ます だ りゅう じ  
**増田隆治**

(1971年10月10日生)

所有する当社の株式の数  
5,100株

再任 男性

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1994年4月 当社入社  
2020年4月 当社執行役員  
2021年6月 当社取締役（現在）  
2023年6月 当社常務執行役員（現在）

担当 鉄道事業本部長

#### 重要な兼職の状況

神戸高速鉄道株式会社 取締役

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、常務執行役員で鉄道事業本部長を務めている同氏については、鉄道部門の要職を歴任することによって培ってきた豊富な見識を有しており、今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

5



かわく ぼ ふみ てる  
**川久保文照**

(1970年12月31日生)

所有する当社の株式の数  
4,400株

再任 男性

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社  
2009年7月 当社開発事業本部  
住宅事業部 マネージャー  
2014年1月 当社開発事業本部 住宅事業部長  
2016年7月 当社開発事業本部 マネージャー  
2020年4月 当社執行役員（現在）

当社開発事業本部 営業管理、用地管理、事業推進  
グループ担当 兼 開発事業本部 マネージャー

2020年7月 当社開発事業本部 営業管理、用地管理、事業推進  
グループ担当 兼 開発事業部長

2021年7月 当社開発事業本部 営業管理、用地管理、事業推進  
グループ担当 兼 事業推進部長

2022年6月 当社取締役（現在）

2024年6月 当社経営統括本部 経理、経営計画担当  
兼 経営計画部長（現在）

担当 経営統括本部 経理、経営計画担当 兼 経営計画部長

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、執行役員で経営統括本部 経理、経営計画担当 兼 経営計画部長を務めている同氏については、不動産部門および経営計画部門の要職を歴任することによって培ってきた豊富な見識を有しており、今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

6



なが お まこと  
**長 尾 真**

(1959年7月23日生)

所有する当社の株式の数  
0株

再 任	男 性
社 外	独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1982年4月 神姫バス株式会社入社  
 2013年6月 同社代表取締役社長（現在）  
 2017年6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

神姫バス株式会社 代表取締役社長

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、社外取締役を務めている同氏については、会社の経営に関する幅広い経験と交通事業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有しており、これらを活かして当社取締役会において有益な発言をしていただいているほか、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員等の候補者の選定や役員報酬等の決定に際して適切に役割を果たしていただいております。今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

候補者番号

7



さ とう よう こ  
**佐 藤 陽 子**

(1960年7月23日生)

所有する当社の株式の数  
0株

再 任	女 性
社 外	独立役員

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1986年9月 太田昭和監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）  
入所  
 1990年3月 公認会計士登録  
 2011年5月 新日本有限責任監査法人（現EY新日本有限責任監査  
法人）シニアパートナー  
 2019年6月 EY新日本有限責任監査法人退所  
 2019年9月 公認会計士佐藤陽子事務所所長（現在）  
 2021年6月 当社取締役（現在）

重要な兼職の状況

公認会計士佐藤陽子事務所 所長

トーカロ株式会社 取締役

日本金銭機械株式会社 取締役（監査等委員）

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、社外取締役を務めている同氏については、公認会計士としての豊富な経験と見識を有しており、これらを活かして当社取締役会において有益な発言をしていただいているほか、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員等の候補者の選定や役員報酬等の決定に際して適切に役割を果たしていただいております。今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者番号

8



しん まさ お  
秦 雅 夫

(1957年5月22日生)

所有する当社の株式の数  
0株

再任	男性
社外	独立役員

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1981年4月 阪神電気鉄道株式会社入社  
2017年4月 同社代表取締役・社長  
2017年6月 阪急阪神ホールディングス株式会社  
代表取締役副社長  
2023年4月 阪神電気鉄道株式会社  
代表取締役・取締役会長（現在）  
2023年6月 当社取締役（現在）

### 重要な兼職の状況

阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・取締役会長

### (選任の理由および期待される役割の概要)

現在、社外取締役を務めている同氏については、会社の経営に関する幅広い経験と交通事業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有しており、これらを活かして当社取締役会において有益な発言をいただいているほか、指名報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で、当社の役員等の候補者の選定や役員報酬等の決定に際して適切に役割を果たしていただいております。今後も当社グループのさらなる企業価値向上に貢献するものと期待されるため、引き続き社外取締役候補者といたしました。

### (注) 1.取締役候補者と当社との特別の利害関係

- 取締役候補者長尾真は、当社と不動産業で競業関係にあり、また、不動産の賃貸借に関する取引で利益相反関係にある神姫バス株式会社の代表取締役社長に就任しています。
  - 取締役候補者秦雅夫は、当社と不動産業で競業関係にある阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長に就任しています。
  - 他の取締役候補者と当社との特別の利害関係はありません。
- 2.長尾真、佐藤陽子および秦雅夫の各氏は、社外取締役候補者であります。
- 3.長尾真、佐藤陽子および秦雅夫の各氏は、現在当社の社外取締役であり、当社の社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、それぞれ8年、4年および2年であります。
- 4.当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、長尾真、佐藤陽子および秦雅夫の各氏との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しており、また、各氏の再任が承認された場合、当該契約を継続いたします。
- 5.当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものであります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が再任された場合に、各氏は当該契約の被保険者となります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。
- 6.当社は、長尾真、佐藤陽子および秦雅夫の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号

1



かな たに あき ひこ  
**金 谷 明 彦**

(1961年1月21日生)

所有する当社の株式の数  
9,700株

新任

男性

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1984年4月 当社入社  
2015年6月 当社取締役  
当社鉄道事業本部副本部長 兼 安全推進・企画部長  
2020年4月 当社執行役員  
2020年6月 当社監査室長  
2022年6月 当社監査役（常勤）（現在）

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、監査役を務めている同氏については、鉄道部門および監査部門の要職を歴任することによって培ってきた豊富な見識を有しており、それらを活かして、監査等委員である取締役としての職責を適切に果たすものと期待されるため、監査等委員である取締役候補者といたしました。

候補者番号

2



か がわ し ろう  
**香 川 次 朗**

(1953年1月3日生)

所有する当社の株式の数  
0株

新 任 男 性

社 外 独立役員

候補者番号

3



たか だ あつし  
**高 田 厚**

(1961年7月5日生)

所有する当社の株式の数  
0株

新 任 男 性

社 外 独立役員

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1976年4月 関西電力株式会社入社  
2009年6月 同社常務取締役  
2011年6月 同社代表取締役副社長  
2013年6月 同社代表取締役副社長執行役員  
2018年6月 関電不動産開発株式会社代表取締役会長  
2022年6月 当社監査役（現在）

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、社外監査役を務めている同氏については、会社の経営に関する幅広い経験と不動産業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から、監査機能および経営監督機能を高める役割を果たすものと期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

#### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1985年4月 株式会社太陽神戸銀行  
(現株式会社三井住友銀行) 入社  
2017年4月 同社常務執行役員  
2020年6月 SMBCコンサルティング株式会社代表取締役社長  
2022年6月 神戸土地建物株式会社代表取締役社長（現在）  
2024年6月 当社監査役（現在）

重要な兼職の状況

神戸土地建物株式会社 代表取締役社長

(選任の理由および期待される役割の概要)

現在、社外監査役を務めている同氏については、会社の経営に関する幅広い経験と不動産業等を営むことによって培ってきた豊富な見識を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から、監査機能および経営監督機能を高める役割を果たすものと期待されるため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。

- (注) 1.金谷明彦、香川次朗および高田厚の各氏は、新任の監査等委員である取締役候補者であります。
- 2.監査等委員である取締役候補者と当社との特別の利害関係
- (1) 監査等委員である取締役候補者高田厚は、当社と不動産業で競業関係にある神戸土地建物株式会社代表取締役社長に就任しています。
- (2) 他の監査等委員である取締役候補者と当社との特別の利害関係はありません。
- 3.香川次朗および高田厚の両氏は、社外取締役候補者であります。
- 4.香川次朗および高田厚の両氏は、現在当社の社外監査役であり、当社の社外監査役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって、それぞれ3年および1年であります。
- 5.香川次朗および高田厚の両氏が監査等委員である社外取締役に選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。なお、両氏は社外監査役として、同様の契約を締結しております。
- 6.当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものであります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が監査等委員である取締役に選任された場合には、各氏は当該契約の被保険者となります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。
- 7.当社は、香川次朗および高田厚の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 8.監査等委員である取締役候補者高田厚は、2025年6月30日付で神戸土地建物株式会社の代表取締役社長を退任し、同社の取締役会長に就任する予定であります。

[ご参考] 第2号議案、第3号議案および第4号議案が原案どおり可決された場合の各取締役のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

	氏名	性別	企業経営	財務・会計	法務・ リスクマネジメント	人事・労務	運輸	不動産	流通
取締役	上門 一裕	男性	●		●	●	●		●
	伊東 正博	男性	●	●	●	●	●		●
	米田 真一	男性	●					●	
	増田 隆治	男性	●			●	●		
	川久保文照	男性	●	●				●	●
	長尾 真	男性	●			●	●		
	佐藤 陽子	女性		●	●				
	秦 雅夫	男性	●		●	●			
取締役 監査等委員	金谷 明彦	男性	●		●		●		
	香川 次朗	男性	●		●	●		●	
	高田 厚	男性	●	●	●	●		●	

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとし、本選任につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。



きのした たかお  
**木下卓男**

(1956年9月18日生)

所有する当社の株式の数  
0株

新任	男性
----	----

社外	独立役員
----	------

### 略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

1987年4月 弁護士登録（神戸弁護士会（現兵庫県弁護士会）入会）  
大白法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）入所

1993年4月 東町法律事務所（現弁護士法人東町法律事務所）  
パートナー弁護士

2010年6月 弁護士法人東町法律事務所代表社員弁護士（現在）

2012年8月 当社監査役

### 重要な兼職の状況

弁護士法人東町法律事務所 代表社員弁護士

### (選任の理由および期待される役割の概要)

同氏については、弁護士としての豊富な経験と見識を有しており、それらを活かして、独立、客観的な立場から、監査機能および経営監督機能を高める役割を果たすものと期待されるため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1.補欠の監査等委員である取締役候補者木下卓男と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 2.木下卓男氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3.当社は、木下卓男氏の選任が承認され、同氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。
- 4.当社は、会社のすべての役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものがあります。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。木下卓男氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任した場合は、当該契約の被保険者となります。また、役員等賠償責任保険契約については、次回更新時にも同内容での更新を予定しております。
- 5.当社は、木下卓男氏の選任が承認され、監査等委員である社外取締役に就任した場合、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

## 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2022年6月17日開催の第133回定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額32百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額32百万円以内）とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針の内容の概要は、「事業報告Ⅲ 会社役員に関する事項(2)取締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりですが、本総会終結後の取締役会において、対象者を「取締役」としている部分は「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」とする旨の変更を行うことを予定しており、実質的な変更はありません（本議案をご承認いただいた後の当該方針については【ご参考】を参照ください。）。本議案に係る報酬等の額は、当該変更後の方針に基づいて固定報酬および業績連動報酬を支給するものであり、相当であると判断しております。なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたします。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は現在と同数の8名（うち社外取締役3名）となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

## 〔ご参考〕 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の上限については、株主総会決議により決定されますが、支給する報酬の算定方法および各人別の配分方針については、あらかじめ代表取締役社長およびすべての社外取締役を構成員とする指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、各人別の支給額について代表取締役社長に決定を一任する旨を取締役会で決議することとします。

また、取締役会は、当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の各人別の支給額について、その内容の決定方法および決定された内容が以下の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認します。

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は「固定報酬（監督報酬）」のみで、執行役員の報酬は「固定報酬（執行報酬）」、「業績連動報酬」および「株式報酬」とで構成する。
- ・ 毎月支給する「固定報酬（監督報酬および執行報酬）」については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の役割や職責に加えて同業・同規模の他社報酬水準や経営環境等を考慮して決定する。
- ・ 当該事業年度に係る決算確定後に支給する「業績連動報酬」については、当社の事業特性等を踏まえた中期経営計画で設定した経営指標（営業収益、営業利益等）および重点目標に対する達成度ならびに役職、会社への貢献度合いを総合的に判断して、各人ごとの評価により変動するものとし、「固定報酬（執行報酬）」と「業績連動報酬」の合計額の概ね20%とする。
- ・ 「株式報酬」については、執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、信託を通じて各執行役員に当社株式を交付するものとする。

「株式報酬」は、「固定報酬（執行報酬）」、「業績連動報酬の基準額」および「株式報酬」の合計額の概ね15%とし、各執行役員に対しては、取締役会で定める株式交付規程に基づきポイントが付与される。

付与されたポイントの累計に応じた当社株式の交付は、原則として執行役員および取締役（監査等委員である取締役を除く。）のいずれからも退任した時とする。

## 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額60百万円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとするにつきご承認をお願いするものであります。本議案に係る報酬等の額は、監査等委員である取締役の職責に照らして相当であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は3名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第8号議案** 執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する株式報酬等の額および内容決定ならびに継続の件

1. 提案の理由および当該報酬制度を相当とする理由

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

当社は、2022年6月17日開催の第133回定時株主総会において、執行役員を兼務する取締役（社外取締役を除く。）を対象として信託を用いた株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することにつきご承認をいただき（当該承認の決議を以下「前回決議」という。）、現在に至るまで本制度を運用していますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、本制度に係る報酬枠を、監査等委員会設置会社移行後の当社の執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下も同様とし、「対象者」という。）に対する報酬枠として改めて設定することについてご承認いただいたうえで本制度を継続することにいたしたいと存じます。その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

なお、この報酬枠は、現在の本制度に係る報酬枠と同様、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件」にてご承認をお願いしている報酬枠とは別枠で設定するものです。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴って改めてご承認をお願いするものであって、実質的な内容は前回決議によりご承認いただきました内容と同一です。また、対象者が中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるべきことは監査等委員会設置会社への移行後も変わりません。

当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、「事業報告Ⅲ 会社役員に関する事項(2)取締役および監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであり、本議案および第6号議案の承認可決を条件として、その内容を、「第6号議案〔ご参考〕役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおり変更することを予定しています。

しかるところ、本議案の内容は、上記のとおり変更予定の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に従って報酬を支給するために必要かつ合理的な内容となっており、本議案の内容は相当であると考えています。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は、現在と同数の5名となります。

本議案の内容は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生

を条件として、効力を生じるものとします。

## 2. 本制度における報酬等の額・内容等

### (1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（設定済み。以下「本信託」という。）が当社の普通株式（以下「当社株式」という。）を取得し、当社が各対象者に付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各対象者に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、対象者が当社株式の交付を受ける時期は、原則として、対象者の退任時です。

① 本制度の対象者（※）	当社の執行役員を兼務する取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）
② 延長分の対象期間（2026年3月末日に終了する事業年度から2028年3月末日に終了する事業年度までの3年間）において、本制度に基づき交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金1億2,000万円
③ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
④ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり25,000ポイント
⑤ ポイント付与基準	役職等に応じたポイントを付与
⑥ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

※監査等委員会設置会社に移行するまでの期間については、前回決議のとおり、社外取締役を除く執行役員を兼務する取締役を対象としています。

### (2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、設定済みの本信託の信託期間を延長するとともに、本制度により対象者に支給する株式報酬として交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金1億2,000万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する対象者に対する報酬として追加信託することといたします。本信託は、当社が信託した金銭を原資（上記のとおり当社が追加信託する金銭のほか、追加信託前から本信託内に残存している金銭を含む。）として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、取得

します。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い本信託の信託期間をさらに延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下も同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の信託期間内に、本制度に基づき交付するために必要な当社株式の追加取得資金（注1）を本信託に追加信託し（注2）、下記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します（以降も同様とする。）。

（注1）当該延長をした対象期間の事業年度数に金4,000万円を乗じた金額を上限とします。

（注2）当社が実際に本信託に追加信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。また、当社と委任契約を締結している取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の株式報酬制度を導入しており、同制度に基づき当該執行役員に交付するのに必要な当社株式の取得資金も合わせて追加信託するものとなります。

また、上記のように本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない対象者がいる場合には、当該対象者が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

### (3) 対象者に交付される当社株式の算定方法および上限

#### ① 対象者に対するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各対象者に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役職等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が対象者に対して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり25,000ポイントを上限とします。

#### ② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

対象者は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。ただし、対象者が当社に損害を与えたことに起因して解任されるまたは辞任する場合等には、それまでに付与されたポイントは消滅し、消滅したポイント見合いの当社株式については交付を受けないものとします。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、

株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、1ポイントあたりの当社株式数はかかる分割比率・併合比率等に応じて調整されるものとします。

③ 対象者に対する当社株式の交付

各対象者は、原則としてその退任時に所定の手続を行って本信託の受益権を取得し、本信託の受益者として、本信託から上記②の当社株式の交付を受けます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社および当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

# 事 業 報 告

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

## I 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、雇用・所得環境の改善により、緩やかな回復基調にあるものの、不安定な国際情勢の長期化や燃料・原材料価格高騰による物価上昇など、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移しました。

このような情勢のなか、当社グループでは「山陽電鉄グループ長期ビジョン」および「山陽電鉄グループ中期経営計画」に基づき、安全・安心・快適な輸送の維持・向上はもとより、沿線の価値向上に資する取組みを鋭意進めました。

この結果、当連結会計年度の営業収益は38,489百万円（前期比1.9%減）、営業利益は4,065百万円（前期比6.0%減）、経常利益は4,185百万円（前期比6.3%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,031百万円（前期比2.6%減）となりました。

### 運 輸 業

鉄道事業におきまして、営業面では、「大阪・関西万博」の開催に向け、機運醸成の取組みとして公式キャラクターをデザインしたラッピング列車とロープウェイの運行を開始したほか、神戸須磨シーワールドのグランドオープンにあわせて、予約不要で入館できる「神戸須磨シーワールドきっぷ」の発売や、リニューアルオープンした神戸市立須磨海づり公園の指定管理業務を受託するなど、沿線の諸施設や自治体等との連携を強化するなかで、エリア価値の向上とさらなる旅客誘致をはかりました。また、本年2月22日には利用動向を踏まえたダイヤ改正を実施し、新たに別府駅に特急列車を停車させるなど、お客さまの利便性向上にも努めました。

設備面におきましては、鉄道駅バリアフリー料金制度等を活用し、夢前川駅でバリアフリー化工事を完成させるとともに、新たに南改札口を設置しました。さらに、安全性向上の取組みとして、列車内のセキュリティ向上と犯罪抑止を目的に車内防犯カメラの設置を開始しました。

運輸業全体の営業収益につきましては、行楽需要の回復や沿線企業の活況を受けて旅客数が増加したことなどにより、20,027百万円（前期比4.9%増）となりました。

## 流 通 業

流通業におきましては、山陽百貨店において、婦人服売場に「レキップ」、食料品売場に佃煮専門店「神宗」、喫茶では「グランカフェ オリーヴ」などの新規テナントを導入し、商品力と店舗環境の強化に注力しました。また、「北海道大物産展」をはじめとする人気の食品催事に加えて、独創的な備前焼作家の個展「隠崎隆一展」など話題性の高い美術催事の開催を通じて、お客さまの来店促進と売上確保に努めました。

流通業全体の営業収益につきましては、南館オープンによる効果が通年で寄与したものの、前年度に好調であった婦人服を中心に反動がみられ、9,455百万円（前期比1.8%減）となりました。

## 不 動 産 業

不動産業のうち分譲事業におきましては、明石市で「アルファリアラス西二見」の建設・販売を開始し、神戸市須磨区では分譲宅地「フォレストガーデン東須磨駅前S-TERRACE」を販売したほか、加古川市で「ブランシエラ加古川リアラス」、神戸市西区で「クレヴィアシティ西神中央」の販売を進めました。賃貸事業におきましては、名古屋市中区において中京圏で初となる賃貸マンションを取得するなど、さらなる事業基盤の拡充に注力しました。

不動産業全体の営業収益につきましては、分譲事業における分譲規模の差などにより、5,459百万円（前期比21.7%減）となりました。

## レジャー・サービス業

レジャー・サービス業のうち飲食業におきましては、「マネケン山陽垂水駅店」を新たにオープンし収益拡大をはかったほか、ケンタッキーフライドチキンにおいて一部店舗のリニューアル工事を実施するなど、引き続き魅力的な店舗づくりを推進しました。

また、スポーツ業では、屋外ゴルフ練習場「サン神戸ゴルフガーデン」において、新たに弾道計測器や個室打席を導入するなど、新規顧客の獲得に努めました。

レジャー・サービス業全体の営業収益につきましては、飲食業において新規店舗をオープンしたことなどにより、2,234百万円（前期比1.2%増）となりました。

## その他の事業

その他の事業におきましては、労働者派遣事業等で、積極的な営業活動を通じて新規の受注獲得に注力しました。

その他の事業全体の営業収益につきましては、1,312百万円（前期比1.2%減）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

事業の種類別セグメント	営業収益（百万円）	構成比（%）
運 輸 業	20,027	52.0
流 通 業	9,455	24.6
不 動 産 業	5,459	14.2
レジャー・サービス業	2,234	5.8
そ の 他 の 事 業	1,312	3.4
合 計	38,489	100.0

## 2. 設備投資の状況

- (1) 当連結会計年度に竣工した主な工事は、次のとおりであります。

### 運 輸 業

夢前川駅バリアフリー化工事

QR乗車券等新乗車サービス対応工事

別府駅ホーム延伸工事

### 不 動 産 業

名古屋市中区賃貸マンション購入

- (2) 現在施工中の主な工事は、次のとおりであります。

### 運 輸 業

東二見変電所更新工事

霞ヶ丘駅バリアフリー化工事

### 不 動 産 業

明石市西新町介護付有料老人ホーム建設工事

## 3. 資金調達の状況

設備資金等に充当するため、株式会社日本政策投資銀行からの2,700百万円をはじめ、金融機関から所要の借入れを行いました。

なお、当連結会計年度末の借入金および社債の残高は43,176百万円で、前期末に比し3,987百万円増加いたしました。

#### 4. 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境に改善が見られるものの、少子高齢化や人口減少に加え、燃料価格を含む物価の上昇や人件費の増加、さらには海外景気の下振れリスク等による影響など、当社グループを取り巻く環境は依然として厳しい状況が続くと思われまます。

このような情勢のなかで、当社では中期経営計画の基本戦略である、「安全・安心・快適な輸送の維持・向上」「沿線の開発可能余地についての徹底的な検証と実行」「非鉄道事業分野での成長投資を通じた経営基盤の強化」「サステナビリティ基本方針を踏まえた経営の推進」に基づく各種施策を着実に進めるとともに、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、2026年4月から始まる次期中期経営計画の策定を進めてまいります。

運輸業のうち、鉄道事業におきましては、SNS等を活用し沿線で開催されるイベントや行楽情報の発信を行うほか、本年4月1日から運用を開始したQRコードを活用したデジタル乗車券サービス「スルッとQRtto」による企画乗車券の開発やクレジットカード等のタッチ決済による乗車サービスのメリットを積極的にPRすることにより、一層の収益拡大をはかってまいります。

設備面では、引き続き霞ヶ丘駅等でバリアフリー化工事に取り組むほか、6000系車両の新造工事や既存車両のリニューアル工事を継続し、お客さまサービスの向上に努めてまいります。

バス事業におきましては、運行ダイヤの見直しのほか、神戸市バスの一部路線の運行および管理等の受託拡充などを通じて、垂水・舞子地域の足としての役割を果たしてまいります。

流通業では、山陽百貨店におきまして、新規店舗の誘致に努めるとともに、大型集客催事等の開催により、店舗の魅力向上とお客さまの来店促進をはかってまいります。また、外商部門では、次世代顧客を意識した商材を充実させるなど、新たな需要を創出し、さらなる収益拡大を目指してまいります。

不動産業では、明石市西新町駅南側で分譲マンションおよび有料老人ホームの建設に着手するほか、山陽姫路駅周辺の再整備や山陽明石駅等の主要駅周辺での開発に向けた取組みを進めるなかで、さらなる地域発展に貢献してまいります。

さらに、分譲事業におきましては、明石市で「アルファリアラス西二見」の建設・販売を継続するとともに、尼崎市および京都府長岡京市において新たな分譲事業計画にも取り組んでまいります。賃貸事業におきましては、保有土地の有効活用をはかりながら、保有不動産の入れ替えを進めるべく、当社沿線をはじめ関西圏や首都圏等において収益不動産を取得し、事業基盤の一層の拡充を進めてまいります。

当社グループは、現下の厳しい社会情勢のなか、引き続き安全・安心を絶対条件とする交通事業者として課せられた社会的使命を果たしていくとともに、各事業におけるマテリア

リティ（重要課題）の解決を通じてサステナビリティ経営を推進することにより、持続可能な社会の実現に貢献し、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

## 5. 財産および損益の状況の推移

区 分	第 1 3 3 期 2021年度	第 1 3 4 期 2022年度	第 1 3 5 期 2023年度	第 1 3 6 期 2024年度
営 業 収 益(百万円)	34,151	38,913	39,220	38,489
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	5,967	2,664	3,110	3,031
1株当たり当期純利益(円)	268.55	119.94	140.02	136.44
総 資 産(百万円)	108,755	111,167	114,533	122,690

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数より自己株式数を除いた株式数を用いて算出しております。

## 6. 重要な子会社の状況（2025年3月31日現在）

会 社 名	資本金 百万円	出資比率 %	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 山 陽 百 貨 店	100	100	百貨店業
山 商 株 式 会 社	90	100	飲食業
山 陽 バ ス 株 式 会 社	80	100	バス事業、旅行業
株 式 会 社 山 陽 フ レ ン ズ	50	100	コンビニエンスストア業、 乗車券受託販売業、広告代理業
株 式 会 社 日 本 ワ ー ク シ ス テ ム	50	100	労働者派遣事業
山 陽 レ ジ ャ ー サ ー ビ ス 株 式 会 社	50	100	スポーツ業
山 陽 ア メ ニ テ ィ サ ー ビ ス 株 式 会 社	40	100	設備の保守・整備・工事業
大 阪 山 陽 タ ク シ ー 株 式 会 社	30	100	タクシー業、飲食業
山 陽 タ ク シ ー 株 式 会 社	30	100	タクシー業

## 7. 主要な事業内容 (2025年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	主 要 な 事 業 内 容
運 輸 業	鉄道事業、バス事業、タクシー業
流 通 業	百貨店業、コンビニエンスストア業
不 動 産 業	不動産賃貸事業、不動産分譲事業
レジャー・サービス業	飲食業、スポーツ業、広告代理業
そ の 他 の 事 業	労働者派遣事業、設備の保守・整備・工事業、ビル管理業他

## 8. 主要な事業所 (2025年3月31日現在)

名 称	所 在 地
当 社 本 社	神戸市長田区御屋敷通3丁目1番1号
鉄 道 事 業 本 部	明石市二見町東二見1050番地
山 陽 バ ス 本 社	神戸市垂水区清水が丘2丁目10番22号
山 陽 百 貨 店	姫路市南町1番地

## 9. 従業員の状況 (2025年3月31日現在)

事業の種類別セグメント	従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
	名	名
運 輸 業	1,389	33
流 通 業	300	△1
不 動 産 業	34	9
レジャー・サービス業	42	4
そ の 他 の 事 業	233	△8
合 計	1,998	37

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含んでおりません。

## 10. 主要な借入先（2025年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
	百万円
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	15,692
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	5,333
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,069
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	2,890
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	2,832
株 式 会 社 み な と 銀 行	2,517

(注) 上記には、シンジケートローンによる借入額（総額3,406百万円）を含んでおります。

## II 会社の株式に関する事項 (2025年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 22,330,598株 (自己株式82,616株を含む。)  
 (注) 自己株式には、役員に対する株式報酬として株式交付信託が保有する当社株式 (28,500株) は含まれておりません。  
 (3) 株 主 数 9,718名  
 (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
阪 神 電 気 鉄 道 株 式 会 社	3,880	17.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,266	5.7
関 電 不 動 産 開 発 株 式 会 社	1,121	5.0
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	620	2.8
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託川崎重工業口 再信託受託者株式会社日本カストディ銀行	272	1.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 ( 退 職 給 付 信 託 神 姫 バ ス 口 )	260	1.2
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	246	1.1
鹿 島 建 設 株 式 会 社	220	1.0
モ ロ ソ フ 株 式 会 社	207	0.9
兵 庫 県 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 会	200	0.9

(注) 持株比率は、自己株式 (82,616株) を除いて算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対して交付した株式の状況

区 分	株 式 数	交 付 対 象 者 数
	千株	名
取締役 (社外取締役を除く。)	2	1

(注)1.当社の株式報酬の内容につきましては、「Ⅲ 会社役員に関する事項(2)取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

2.上記は、当事業年度中に辞任した取締役に対して交付されたものであります。

3.上記の株式数には、金銭換価された株式数 (取締役1名 973株) は含まれておりません。

### Ⅲ 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

地位	氏名	性別	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	うえ かど かず ひろ 上 門 一 裕	男性	神姫バス株式会社 取締役
代表取締役	いとう まさ ひろ 伊 東 正 博	男性	経営統括本部長
取締役	よね だ しん いち 米 田 真 一	男性	開発事業本部長 山電不動産株式会社 代表取締役社長
取締役	ます だ りゅう じ 増 田 隆 治	男性	鉄道事業本部長 神戸高速鉄道株式会社 取締役
取締役	かわく ぼ ふみ てろ 川久保 文 照	男性	経営統括本部 経理、経営計画担当 兼 経営計画部長
取締役	なが お まこと 長 尾 真	男性	神姫バス株式会社 代表取締役社長
取締役	さとう よう こ 佐 藤 陽 子	女性	公認会計士佐藤陽子事務所 所長 トーカロ株式会社 取締役 日本金銭機械株式会社 取締役（監査等委員）
取締役	しん まさ お 秦 雅 夫	男性	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・取締役会長
監査役 (常勤)	いま え たか し 今 栄 高 志	男性	
監査役 (常勤)	かな たに あき ひこ 金 谷 明 彦	男性	
監査役	か がわ じ ろう 香 川 次 朗	男性	
監査役	たか だ あつし 高 田 厚	男性	神戸土地建物株式会社 代表取締役社長

(注) 1.当期中の就任役員

高 田 厚 2024年6月21日 監査役就任

2.当期中の退任役員

中 野 隆 2024年6月21日 代表取締役辞任

中 尾 一 彦 2024年6月21日 監査役退任

3.当期中の地位の異動

異動前の地位および氏名		異動年月日	異動後の地位
取 締 役	伊 東 正 博	2024年6月21日	代 表 取 締 役

- 4.長尾真、佐藤陽子および秦雅夫の各取締役は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
- 5.香川次朗および高田厚の両監査役は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
- 6.当社は、すべての社外取締役および社外監査役を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 7.当社は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第27条および第35条の規定に基づき、すべての社外取締役および社外監査役との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を法令が規定する額に限定する契約を締結しております。
- 8.当社は、当社の取締役、監査役および執行役員ならびにすべての子会社の取締役および監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が職務執行に起因して損害賠償責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることにより生ずることのある損害について填補するものであり、1年ごとに契約を更新しております。なお、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。
- 9.当社は、執行役員制度を導入しております。2025年3月31日現在の取締役兼務者を含む執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	性 別	担 当
社 長	上 門 一 裕	男 性	
専務執行役員	伊 東 正 博	男 性	経営統括本部長
専務執行役員	米 田 真 一	男 性	開発事業本部長
常務執行役員	増 田 隆 治	男 性	鉄道事業本部長
執 行 役 員	川久保 文 照	男 性	経営統括本部 経理、経営計画担当 兼 経営計画部長
執 行 役 員	井 上 俊 行	男 性	鉄道事業本部 鉄道営業部、技術部担当 兼 鉄道営業部長
執 行 役 員	田 中 健	男 性	経営統括本部 グループ営業推進担当
執 行 役 員	水 谷 大 輔	男 性	鉄道事業本部 安全推進・企画部担当 兼 安全推進・企画部長
執 行 役 員	村 岡 朋 典	男 性	経営統括本部 総務・広報、人事担当 兼 人事部長
執 行 役 員	長谷川 真 一	男 性	経営統括本部 グループ営業推進担当

## (2) 取締役および監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の報酬等の額の上限については、株主総会決議により決定されておりますが、支給する報酬の算定方法および各人別の配分方針については、あらかじめ代表取締役社長およびすべての社外取締役を構成員とする指名報酬委員会に諮問し、その答申を踏まえて、各人別の支給額について代表取締役社長に決定を一任する旨、取締役会で決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の各人別の支給額について、その内容の決定方法および決定された内容が以下の方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申に従っていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

- ・取締役の報酬は「固定報酬（監督報酬）」のみで、執行役員の報酬は「固定報酬（執行報酬）」、「業績連動報酬」および「株式報酬」とで構成する。
- ・毎月支給する「固定報酬（監督報酬および執行報酬）」については、取締役および執行役員の役割や職責に加えて同業・同規模の他社報酬水準や経営環境等を考慮して決定する。
- ・当該事業年度に係る決算確定後に支給する「業績連動報酬」については、当社の事業特性等を踏まえた中期経営計画で設定した経営指標（営業収益、営業利益等）および重点目標に対する達成度ならびに役職、会社への貢献度合いを総合的に判断して、各人ごとの評価により変動するものとし、「固定報酬（執行報酬）」と「業績連動報酬」の合計額の概ね20%とする。
- ・「株式報酬」については、執行役員の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、執行役員が株価の変動による利益・リスクを株主と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、信託を通じて各執行役員に当社株式を交付するものとする。

「株式報酬」は、「固定報酬（執行報酬）」、「業績連動報酬の基準額」および「株式報酬」の合計額の概ね15%とし、各執行役員に対しては、取締役会で定める株式交付規程に基づきポイントが付与される。

付与されたポイントの累計に応じた当社株式の交付は、原則として執行役員および取締役のいずれからでも退任した時とする。

なお、監査役の報酬は「固定報酬」のみで構成することとし、各人別の報酬額については、監査役の協議により決定することとしております。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	208 (21)	173 (21)	18 (-)	16 (-)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	55 (15)	55 (15)	- (-)	- (-)	5 (3)

(注)1. 上表には、2024年6月21日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって辞任した取締役1名および退任した監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

2. 上表の報酬等の総額には、取締役が兼務する執行役員の報酬を含んでおります。

3. 株式報酬は、当事業年度に付与されたポイントに係る役員株式給付引当金計上額であります。

4. 2025年3月期における業績連動報酬に係る指標の目標および実績は、以下のとおりであります。

	2025年3月期 (目標)	2025年3月期 (実績)
営業収益 (連結)	37,619百万円	38,489百万円
営業利益 (連結)	3,005百万円	4,065百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	2,092百万円	3,031百万円
営業収益 (単体)	19,995百万円	20,326百万円
営業利益 (単体)	2,373百万円	3,386百万円
当期純利益 (単体)	1,757百万円	2,598百万円
1株当たり配当額	30円	※35円

※2025年3月期の1株当たり配当額は、2025年6月18日開催の第136回定時株主総会の議案として提案する予定の金額を含んでおります。なお、当該指標を選択した理由およびその算定方法については、「(2)①役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

5. 取締役の報酬等の額は、2022年6月17日開催の第133回定時株主総会において、年額250百万円以内(うち社外取締役の報酬等の額は年額32百万円以内)と決議しております。なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名(うち社外取締役は3名)です。また、上記報酬等とは別枠で、同株主総会において、執行役員を兼務する取締役(社外取締役を除く)に対して、株式報酬の額として年額40百万円以内、株式数の上限を年25,000ポイント(1ポイントは当社株式1株とする)以内と決議しております。当該株主総会終結時点の対象となる取締役の員数は6名です。

監査役の報酬等の額は、2007年6月28日開催の第118回定時株主総会において、年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

6. 取締役の各人別の支給額の決定については、当社の業績や財務状況等を総合的に勘案したうえで包括的な判断を行うことができる代表取締役社長が適していると判断し、当事業年度においては代表取締役社長の上門一裕に具体的な内容の決定を一任する旨、取締役会において決議しております。なお、一任された内容の決定については、あらかじめ指名報酬委員会においてその妥当性等について確認しております。
7. 当事業年度において、社外取締役1名が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は0百万円であります。

### (3) 社外役員に関する事項

区分	氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
取締役	長尾 真	<p>当事業年度における取締役会に、9回中9回出席し、当社と同事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、独立・公正な立場から、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に役割を果たしております。</p> <p>このほか、指名報酬委員会の委員として、3回中3回出席し、客観的・中立的立場で審議等に際して適切に役割を果たしております。</p>	神姫バス株式会社 代表取締役社長
取締役	佐藤 陽子	<p>当事業年度における取締役会に、9回中9回出席し、公認会計士としての豊富な経験と見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、独立・公正な立場から、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に役割を果たしております。</p> <p>このほか、指名報酬委員会の委員として、3回中3回出席し、客観的・中立的立場で審議等に際して適切に役割を果たしております。</p>	公認会計士佐藤陽子事務所 所長 トーカロ株式会社 取締役 日本金銭機械株式会社 取締役（監査等委員）
取締役	秦 雅夫	<p>当事業年度における取締役会に、9回中9回出席し、当社と同事業を営むことによって培ってきた幅広い経験と豊富な見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。</p> <p>また、独立・公正な立場から、経営の重要事項の決定および業務執行の監督等について適切に役割を果たしております。</p> <p>このほか、指名報酬委員会の委員として、3回中3回出席し、客観的・中立的立場で審議等に際して適切に役割を果たしております。</p>	阪神電気鉄道株式会社 代表取締役・取締役会長

区分	氏名	主な活動状況	重要な兼職の状況
監査役	香川次郎	当事業年度における取締役会に、9回中9回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会に、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	
監査役	高田 厚	就任後、当事業年度における取締役会に、6回中6回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会に、9回中9回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。	神戸土地建物株式会社 代表取締役社長

- (注) 1.取締役長尾真は、神姫バス株式会社の代表取締役社長であり、当社は同社と賃貸に関する取引があります。
- 2.取締役佐藤陽子は、公認会計士佐藤陽子事務所の所長ですが、当社は同事務所との取引はありません。また、当社は兼職先のトーカロ株式会社および日本金銭機械株式会社との取引はありません。
- 3.取締役秦雅夫は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役・取締役会長であり、当社は同社との鉄道列車の相互直通運転等に関し、直通区間における列車の運転に関する取引、列車の運転業務等の受託に関する取引および共同駅の使用等に関する取引があります。
- 4.監査役高田厚は、神戸土地建物株式会社の代表取締役社長であります、当社は同社との取引はありません。

## IV 会計監査人の状況

- (1) 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人
- (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額
- |                                   |       |
|-----------------------------------|-------|
| ①当事業年度に係る会計監査人の報酬等                | 51百万円 |
| ②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 51百万円 |

(注) 1.会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

- (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合、もしくは該当するおそれがあると認められる場合、会計監査人の解任について審議いたします。

また、会計監査人の職務執行に支障があると認められる場合、監査役会は株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

~~~~~  
(注) この事業報告中、百万円単位で表示した金額は百万円未満を、千株単位で表示した株式数は千株未満をそれぞれ切り捨てております。

# 連 結 貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額            | 科 目                | 金 額            |
|-------------|----------------|--------------------|----------------|
| (資産の部)      |                | (負債の部)             |                |
| <b>流動資産</b> | <b>19,139</b>  | <b>流動負債</b>        | <b>20,101</b>  |
| 現金及び預金      | 8,856          | 支払手形及び買掛金          | 5,598          |
| 受取手形及び売掛金   | 3,753          | 短期借入金              | 5,972          |
| 商品及び製品      | 959            | 未払法人税等             | 496            |
| 分譲土地建物      | 3,909          | 賞与引当金              | 555            |
| その他         | 1,662          | 役員賞与引当金            | 32             |
| 貸倒引当金       | △2             | その他                | 7,445          |
| <b>固定資産</b> | <b>103,551</b> | <b>固定負債</b>        | <b>45,016</b>  |
| 有形固定資産      | 87,091         | 社 債                | 6,000          |
| 建物及び構築物     | 42,824         | 長期借入金              | 31,203         |
| 機械装置及び運搬具   | 10,919         | 繰延税金負債             | 3,606          |
| 土地          | 31,707         | 退職給付に係る負債          | 1,380          |
| 建設仮勘定       | 960            | 長期前受工事負担金          | 69             |
| その他         | 679            | 受入敷金保証金            | 2,521          |
| 無形固定資産      | 743            | その他                | 235            |
| 投資その他の資産    | 15,717         | <b>負債合計</b>        | <b>65,118</b>  |
| 投資有価証券      | 11,281         | (純資産の部)            |                |
| 長期貸付金       | 42             | <b>株 主 資 本</b>     | <b>51,571</b>  |
| 退職給付に係る資産   | 3,301          | 資 本 金              | 10,090         |
| 繰延税金資産      | 223            | 資 本 剰 余 金          | 7,057          |
| その他         | 882            | 利 益 剰 余 金          | 34,619         |
| 貸倒引当金       | △13            | 自 己 株 式            | △196           |
|             |                | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>6,000</b>   |
|             |                | その他有価証券評価差額金       | 5,086          |
|             |                | 退職給付に係る調整累計額       | 914            |
|             |                | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>57,572</b>  |
| <b>資産合計</b> | <b>122,690</b> | <b>負債純資産合計</b>     | <b>122,690</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 | 目                      | 金      | 額             |
|---|------------------------|--------|---------------|
|   | <b>営 業 収 益</b>         |        | <b>38,489</b> |
|   | <b>営 業 費</b>           |        |               |
|   | 運輸業等営業費及び売上原価          | 29,131 |               |
|   | 販売費及び一般管理費             | 5,292  | 34,423        |
|   | <b>営 業 利 益</b>         |        | <b>4,065</b>  |
|   | <b>営 業 外 収 益</b>       |        |               |
|   | 受取利息及び配当金              | 280    |               |
|   | その他の収益                 | 237    | 517           |
|   | <b>営 業 外 費 用</b>       |        |               |
|   | 支払利息                   | 341    |               |
|   | その他の費用                 | 55     | 396           |
|   | <b>経 常 利 益</b>         |        | <b>4,185</b>  |
|   | <b>特 別 利 益</b>         |        |               |
|   | 工事負担金等受入額              | 206    |               |
|   | 投資有価証券売却益              | 37     |               |
|   | 収用等特別勘定取崩益             | 36     |               |
|   | 固定資産売却益                | 19     |               |
|   | 補助金収入                  | 18     | 319           |
|   | <b>特 別 損 失</b>         |        |               |
|   | 工事負担金等圧縮額              | 206    |               |
|   | 収用等代替資産圧縮損             | 36     |               |
|   | 固定資産除却損                | 23     |               |
|   | 補助金圧縮額                 | 18     | 286           |
|   | <b>税金等調整前当期純利益</b>     |        | <b>4,219</b>  |
|   | 法人税、住民税及び事業税           | 1,095  |               |
|   | 法人税等調整額                | 91     | 1,187         |
|   | <b>当 期 純 利 益</b>       |        | <b>3,031</b>  |
|   | <b>親会社株主に帰属する当期純利益</b> |        | <b>3,031</b>  |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目           | 金 額            | 科 目             | 金 額            |
|---------------|----------------|-----------------|----------------|
| <b>(資産の部)</b> |                | <b>(負債の部)</b>   |                |
| <b>流動資産</b>   | <b>15,263</b>  | <b>流動負債</b>     | <b>15,135</b>  |
| 現金及び預金        | 5,545          | 短期借入金           | 5,372          |
| 未収運賃          | 1,512          | 未払金             | 3,336          |
| 未収金           | 697            | 未払費用            | 801            |
| 未収消費税等        | 179            | 未払法人税等          | 403            |
| 未収収益          | 18             | 預り連絡運賃          | 263            |
| 短期貸付金         | 2,350          | 預り金             | 2,622          |
| 譲土地建物         | 3,909          | 前受運賃            | 1,409          |
| 貯蔵品           | 699            | 前受金             | 316            |
| 前払費用          | 66             | 前受収益            | 204            |
| その他           | 284            | 賞与引当金           | 351            |
| 貸倒引当金         | △0             | 役員賞与引当金         | 25             |
|               |                | その他             | 27             |
| <b>固定資産</b>   | <b>94,134</b>  | <b>固定負債</b>     | <b>42,924</b>  |
| 鉄道事業固定資産      | 45,171         | 社債              | 6,000          |
| 付帯事業固定資産      | 31,358         | 長期借入金           | 30,551         |
| 建設仮勘定         | 866            | 繰延税金負債          | 3,210          |
| 鉄道事業建設仮勘定     | 818            | 退職給付引当金         | 485            |
| 付帯事業建設仮勘定     | 48             | 役員株式給付引当金       | 53             |
| 投資その他の資産      | 16,736         | 長期前受工事負担金       | 69             |
| 関係会社株式        | 2,486          | 受入敷金保証金         | 2,420          |
| 投資有価証券        | 10,982         | 資産除去債務          | 134            |
| 長期貸付金         | 450            |                 |                |
| 長期前払費用        | 2,435          | <b>負債合計</b>     | <b>58,060</b>  |
| その他           | 383            | <b>(純資産の部)</b>  |                |
|               |                | <b>株主資本</b>     | <b>46,317</b>  |
|               |                | 資本金             | 10,090         |
|               |                | 資本剰余金           | 6,871          |
|               |                | 資本準備金           | 2,522          |
|               |                | その他資本剰余金        | 4,348          |
|               |                | 利益剰余金           | 29,552         |
|               |                | その他利益剰余金        | 29,552         |
|               |                | 圧縮積立金           | 3,691          |
|               |                | 別途積立金           | 50             |
|               |                | 繰越利益剰余金         | 25,811         |
|               |                | 自己株式            | △196           |
|               |                | <b>評価・換算差額等</b> | <b>5,019</b>   |
|               |                | その他有価証券評価差額金    | 5,019          |
| <b>資産合計</b>   | <b>109,397</b> | <b>純資産合計</b>    | <b>51,337</b>  |
|               |                | <b>負債純資産合計</b>  | <b>109,397</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から  
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科                    | 目                       | 金      | 額            |
|----------------------|-------------------------|--------|--------------|
| <b>鉄</b>             | 業 収 益                   | 14,934 |              |
|                      | 業 費                     | 13,550 |              |
| <b>付</b>             | 業 利 益                   |        | 1,384        |
|                      | 業 収 益                   | 5,391  |              |
| <b>営</b>             | 業 費                     | 3,389  |              |
|                      | 業 利 益                   |        | 2,002        |
| <b>全 事 業 営 業 利 益</b> |                         |        | <b>3,386</b> |
| <b>営</b>             | 業 外 収 益                 |        |              |
|                      | 受 取 利 息 及 び 配 当 金       | 484    |              |
| <b>営</b>             | そ の 他 の 収 益             | 74     | 558          |
|                      | 業 外 費 用                 |        |              |
| <b>経</b>             | 支 払 利 息                 | 350    |              |
|                      | そ の 他 の 費 用             | 11     | 362          |
| <b>経 常 利 益</b>       |                         |        | <b>3,583</b> |
| <b>特</b>             | 別 利 益                   |        |              |
|                      | 工 事 負 担 金 等 受 入 額       | 206    |              |
|                      | 収 用 等 特 別 勘 定 取 崩 益     | 36     |              |
| <b>特</b>             | 固 定 資 産 売 却 益           | 19     | 263          |
|                      | 別 損 失                   |        |              |
|                      | 工 事 負 担 金 等 圧 縮 額       | 206    |              |
| <b>特</b>             | 収 用 等 代 替 資 産 圧 縮 損     | 36     | 243          |
|                      | <b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>  |        | <b>3,603</b> |
|                      | 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 871    |              |
| <b>当</b>             | 法 人 税 等 調 整 額           | 133    | 1,004        |
|                      | <b>当 期 純 利 益</b>        |        | <b>2,598</b> |

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書（謄本）

# 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

山陽電気鉄道株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 林 一 毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、山陽電気鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、山陽電気鉄道株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

その他の注記に記載されているとおり、会社は、2025年4月1日より退職給付制度の改定を行い、退職給付企業年金制度の一部について確定拠出企業年金制度へ移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2025年5月12日

山陽電気鉄道株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 和田 林 一 毅  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、山陽電気鉄道株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

その他の注記に記載されているとおり、会社は、2025年4月1日より退職給付制度の改定を行い、退職給付企業年金制度の一部について確定拠出企業年金制度へ移行している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書（謄本）

# 監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第136期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月15日

山陽電気鉄道株式会社 監査役会

|            |         |   |
|------------|---------|---|
| 監査役(常勤)    | 今 栄 高 志 | Ⓔ |
| 監査役(常勤)    | 金 谷 明 彦 | Ⓔ |
| 監査役(社外監査役) | 香 川 次 朗 | Ⓔ |
| 監査役(社外監査役) | 高 田 厚   | Ⓔ |

# 株主総会会場ご案内



会場

神戸市中央区東川崎町1丁目5番7号

神戸情報文化ビル 4階 神戸新聞松方ホール



交通

高速神戸駅 下車

徒歩 約**15分**

J R神戸駅 下車

徒歩 約**10分**

地下鉄 ハーバーランド駅 下車

徒歩 約**10分**